平成２２年（フ）第３２８号
静岡県富士市蓼原697番地の６、住民票上の住所静岡県富士市檜新田368番地の46
債務者　小川　泰弘
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１号
静岡県富士市天間1750番地の５、前住所静岡県富士市厚原486番地の10
債務者　久保田有子（旧姓熊倉）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７号
栃木県足利市大久保町1286番地、住民票上の住所栃木県足利市葉鹿町２丁目18番地11
債務者　橋爪　和也
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８号
栃木県足利市大久保町1286番地、住民票上の住所栃木県足利市葉鹿町２丁目18番地11
債務者　橋爪恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１号
岡山県新見市高尾358―５
債務者　森中　京子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第４８号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地６棟809号
債務者　小松　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
横浜市港北区師岡町905番地４　ＫＡＭＥＩＳＯＵ201
債務者　山八　　登
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９号
横浜市戸塚区上矢部町411―１、住民票上の住所神奈川県大和市深見台１丁目２番19号クレメントホームズ204号
債務者　高森　理沙
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
横浜市瀬谷区本郷１丁目18番地２　ファミール本郷101
債務者　北村美和子（旧姓石倉・木村）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２４号
横浜市泉区上飯田町1275番地　メイプルアレイＢ202
債務者　千葉　和美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目22番35号　鎌倉ガーデンハイツ105
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４号
横浜市港南区大久保１丁目17番１号　クリエール上大岡202
債務者　保賀　佐和（旧姓大戸）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９号
神奈川県大和市上和田1720番地40　ホワイトハイツ２号棟102号
債務者　下田　健一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４０号
横浜市神奈川区三枚町590番地20　マルキハイツ201号
債務者　松浦　　武
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１号
横浜市泉区中田西４丁目35番39―103号
債務者　七里　智美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部